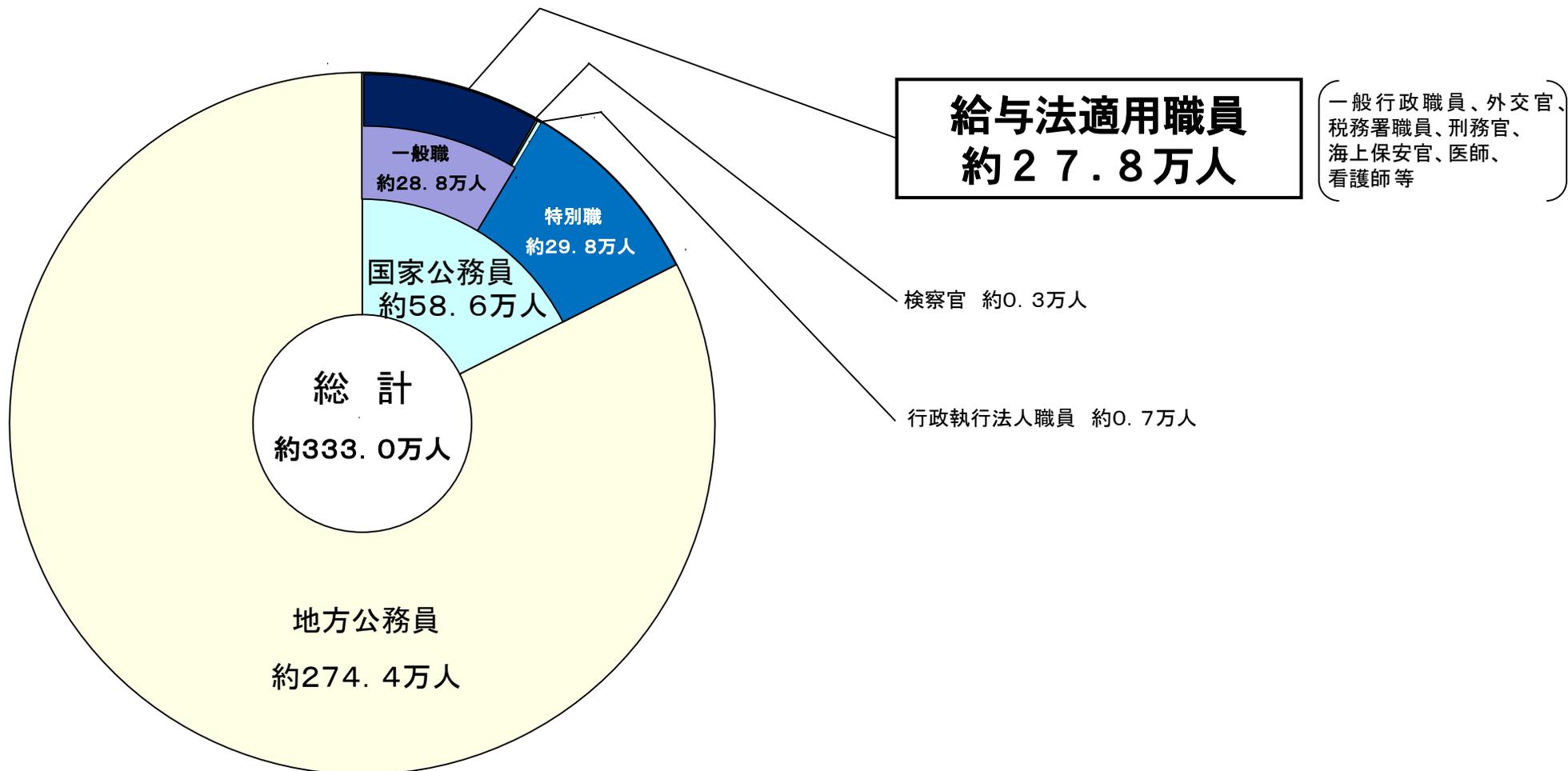


一給与勧告の仕組みと今回の勧告のポイント一

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 今回の勧告のポイント	3

① 給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約58.6万人と、地方公務員約274.4万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約27.8万人です。



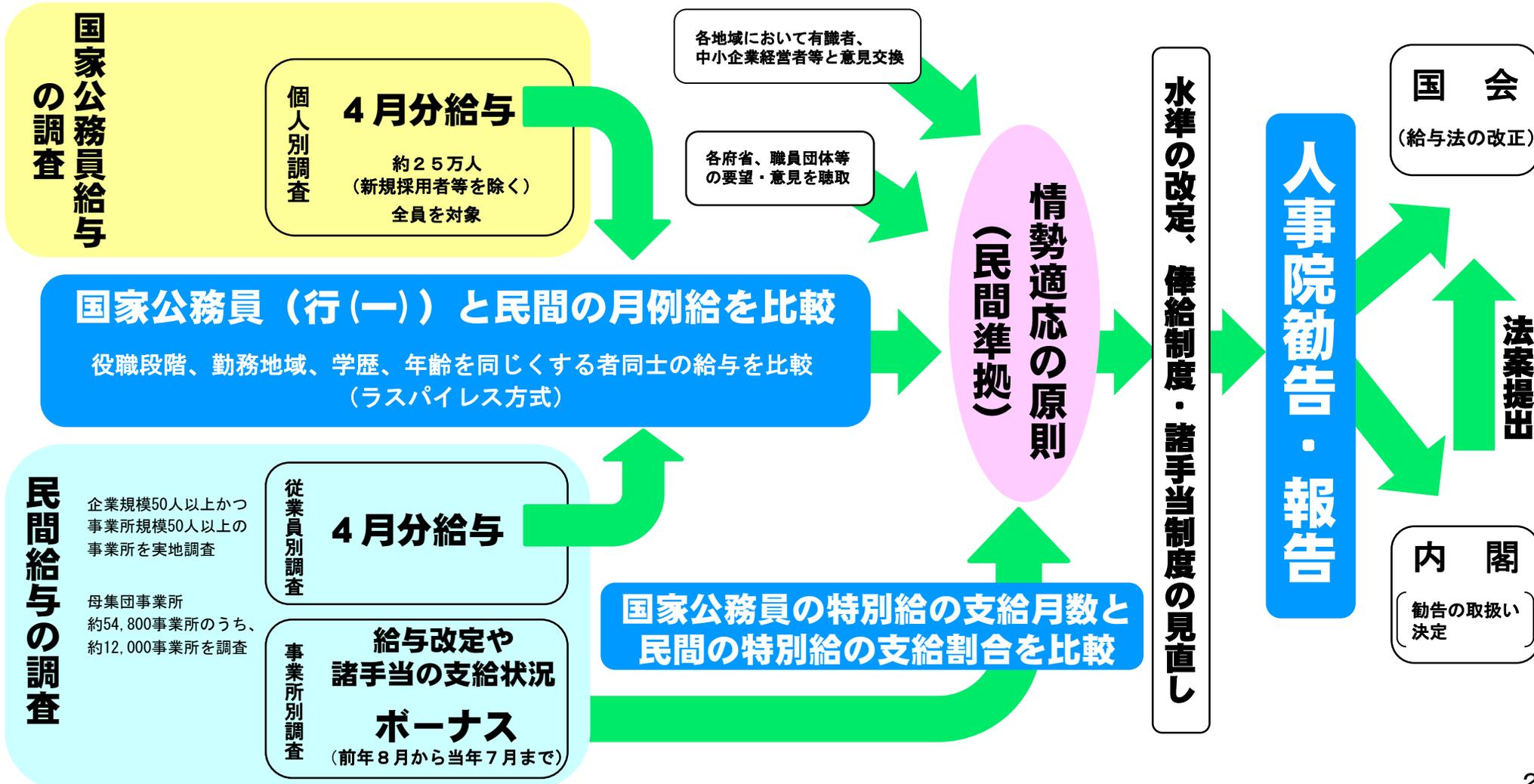
(注) 1 国家公務員の数は令和2年度末予算定員等による。

2 地方公務員の数は総務省「平成31年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

② 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 今回の勧告のポイント

ボーナスを引下げ

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

期末手当・勤勉手当 （法律の公布日から実施）

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月に改定（現行4.50月）
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

※ 今回の勧告後の平均年間給与（行政職俸給表（一）） 6,734,000円（勧告前との差 △ 21,000円）

（参考）近年の実施状況

	特別給(ボーナス)		(参考)月例給	行政職(一)職員の 平均年間給与	
	年間支給月数	対前年比増減	勧告率	増減額	率
平成22年	3.95月	△ 0.20月	△ 0.19%	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	3.95月	-	△ 0.23%	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年	3.95月	-	-	-	-
平成25年	3.95月	-	-	-	-
平成26年	4.10月	0.15月	0.27%	7.9万円	1.2%
平成27年	4.20月	0.10月	0.36%	5.9万円	0.9%
平成28年	4.30月	0.10月	0.17%	5.1万円	0.8%
平成29年	4.40月	0.10月	0.15%	5.1万円	0.8%
平成30年	4.45月	0.05月	0.16%	3.1万円	0.5%
令和元年	4.50月	0.05月	0.09%	2.7万円	0.4%
令和2年	4.45月	△ 0.05月	(別途勧告予定)	△ 2.1万円	△ 0.3%

※ 「行政職(一)職員の平均年間給与」は特別給の勧告分を示したものの